

平成29年度 第1回埼玉北地区地域自立支援協議会 配布資料一覧

次第	平成29年度第1回埼玉北地区地域自立支援協議会 会議次第
資料1	埼玉北地区地域自立支援協議会設置要綱
資料2	埼玉北地区地域自立支援協議会委員名簿
資料3	平成28年度相談支援事業実績報告
	埼玉北障害者生活支援センターきらら（みぬま福祉会）

	埼玉北障害者生活支援センターきらら（啓和会）

	埼玉北障害者生活支援センターたいよう（みぬま福祉会）

	埼玉北障がい者生活支援センターふれんだむ（じりつ）

	埼玉北障害者生活支援センターベルベール（大壮会）
資料4-1	埼玉北地区地域自立支援協議会 平成29年度組織体制図
資料4-2	埼玉北地区地域自立支援協議会 平成29年度組織内容
資料5	埼玉北地区地域自立支援協議会 平成29年度日程
資料6	埼玉北地区地域自立支援協議会 平成29年度取り組みについて

資料7 第5期障害福祉計画（当日配布）

埼玉葛北地区地域自立支援協議会設置要綱

資料 1

(名 称)

第1条 この会の名称は、埼玉葛北地区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 協議会は、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 市町村相談支援機能強化事業に関すること。
- (6) その他協議会の関係市町が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、主宰者を代表し、第9条に基づく事務局を担当する市町が委嘱を行うものとする。

- (1) 障がい者・支援関係者等
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 雇用関係者
- (5) 障害福祉サービス事業者
- (6) 埼玉県職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉に関する知識を有する者

(任 期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の議事及び会議録は、原則として公開とする。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、別表に掲げる市町の輪番により置くものとし、当該市町の障害福祉所管室課が庶務を処理するものとする。

2 事務局を置く期間は、会計年度の1年間とする。

(経 費)

第10条 協議会を運営するための経費は、毎年度、関係市町で協議の上決定し、関係市町が均等に負担する運営負担金を持って充てるものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初の協議会の招集は、第8条第1項の規定にかかわらず、事務局を置く市町の首長が行うものとする。

別表(第9条関係)

事務局を 置く順番
宮 代 町
蓮 田 市
幸 手 市
白 岡 市
杉 戸 町
久 喜 市

埼玉葛北地区地域自立支援協議会委員名簿

資料 2

〈敬称略〉

No.	所 属	氏 名	備 考
1	久喜市久喜身体障害者福祉会	赤 池 勝 夫	1号委員
2	蓮田市精神障がい者家族会かもめ会	川 崎 則 子	
3	幸手市知的障害者相談員	上 村 京 子	
4	宮代町知的障害者相談員	遠 田 政 宣	
5	白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会	山 縣 鈴 代	
6	杉戸町民生委員・児童委員	輪 島 実 知 子	
7	久喜すずのき病院	小 金 淵 美 保 子	2号委員
8	埼玉県立久喜特別支援学校	石 田 秀 行	3号委員
9	埼玉県立蓮田特別支援学校	島 村 隆 博	
10	リレーションシップセンター久喜	木 村 美 智 子	4号委員
11	蓮田市社会福祉協議会	佐 藤 晶 喜	
12	久喜市社会福祉協議会	増 田 議 一	5号委員
13	社会福祉法人 平野の里	大 澤 ま さ 江	
14	社会福祉法人 啓和会	中 村 秀 樹	
15	社会福祉法人 みぬま福祉会	高 橋 孝 雄	
16	特定非営利活動法人 じりつ	岩 上 洋 一	
17	埼玉県幸手保健所	田 中 良 明	6号委員
18	筑波大学 教授	小 澤 温	7号委員
19	久喜市障がい者福祉課	山 崎 智 子	
20	蓮田市福祉課	橋 本 佳 典	

平成 28 年度 相談支援事業実績報告

＜ 埼葛北障害者生活支援センターきらら（みぬま福祉会） ＞

＜ 埼葛北障害者生活支援センターきらら（啓和会） ＞

＜ 埼葛北障害者生活支援センターたいよう（みぬま福祉会） ＞

＜ 埼葛北障がい者生活支援センターふれんだむ（じりつ） ＞

＜ 埼葛北障害者生活支援センターベルベール（大社会） ＞

登録者(利用者)数

事業所名 きらら(みぬま福祉会)

市町名		3月末現在 登録者数	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		今年度延 登録者数
			登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	
久喜市	障害者	74	1	75	1	76	0	76	1	77	2	79	1	80	3	83	1	84	1	85	3	88	1	89	1	90	16
	障害児	7	0	7	1	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	1	9	2
蓮田市	障害者	34	0	34	1	35	0	35	0	35	1	36	0	36	1	37	0	37	0	37	2	39	2	41	1	42	8
	障害児	5	0	5	1	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	1
幸手市	障害者	36	0	36	0	36	1	37	0	37	0	37	0	37	0	37	0	37	0	37	0	37	0	37	1	38	2
	障害児	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1
白岡市	障害者	28	1	29	0	29	0	29	0	29	1	30	0	30	1	31	0	31	0	31	2	33	1	34	2	36	8
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
宮代町	障害者	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉戸町	障害者	27	1	28	0	28	0	28	1	29	0	29	0	29	0	29	1	30	0	30	0	30	0	30	0	30	3
	障害児	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
上記以外	障害者	40	2	42	0	42	0	42	0	42	1	43	0	43	1	44	0	44	0	44	0	44	1	45	0	45	5
	障害児	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
合計		268	5	273	5	278	1	279	2	281	5	286	1	287	6	293	2	295	1	296	7	303	5	308	6	314	46

相談支援を利用している障害者等の人数

市町名		実人数 (1)	身体障害 (2)		重症心身障害 (3)		知的障害 (4)		精神障害 (5)		発達障害 (6)		高次脳機能 障害(7)		その他 (8)	
久喜市	障害者	73	67	67	4	71	12	83	3	86	0	86	0	86	0	86
	障害児	6	5	5	1	6	1	7	0	7	0	7	0	7	0	7
蓮田市	障害者	31	26	26	3	29	4	33	0	33	0	33	0	33	0	33
	障害児	3	3	3	0	3	1	4	0	4	0	4	0	4	0	4
幸手市	障害者	30	28	28	0	28	5	33	4	37	0	37	0	37	0	37
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白岡市	障害者	28	26	26	2	28	9	37	2	39	0	39	0	39	1	40
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮代町	障害者	7	7	7	0	7	2	9	0	9	0	9	0	9	0	9
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉戸町	障害者	23	23	23	0	23	3	26	0	26	0	26	0	26	0	26
	障害児	2	2	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
上記以外	障害者	28	23	23	4	27	3	30	0	30	0	30	0	30	0	30
	障害児	5	4	4	1	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
合計		236	214	214	15	229	40	269	9	278	0	278	0	278	1	279

【左表について】

・障害別内訳では、重複障がい(のケースは、それぞれの障害(知的障がいと精神障がいの重複の場合は、「知的障がい」及び「精神障がい」に計上)に計上。
 重度の身体障がいと重度の知的障がいの場合は、「重心」で計上。

・(8)その他は、発達障がいの診断途中や手帳取得手続き中など(2)～(7)に該当しない場合に計上。

・年度途中で障がい児から障がい者になった場合は、それぞれに計上。

※(2)から(8)、わかる範囲の記載です。

登録者(利用者)数

事業所名 きらら(啓和会)

市町名		3月末現在	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		今年度延 登録者数
		登録者数	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	
久喜市	障害者	197	0	197	1	198	1	199	2	201	5	206	2	208	5	213	2	215	1	216	0	216	1	217	1	218	21
	障害児	43	0	43	1	44	2	46	0	46	0	46	3	49	0	49	1	50	0	50	0	50	1	51	4	55	12
蓮田市	障害者	8	0	8	0	8	1	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	1
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
幸手市	障害者	55	0	55	1	56	1	57	1	58	0	58	1	59	0	59	0	59	0	59	1	60	0	60	0	60	5
	障害児	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0
白岡市	障害者	21	0	21	0	21	1	22	0	22	0	22	1	23	2	25	0	25	0	25	0	25	0	25	0	25	4
	障害児	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	1	3	0	3	0	3	0	3	0	3	1
宮代町	障害者	33	0	33	0	33	1	34	0	34	0	34	0	34	1	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	2
	障害児	3	0	3	0	3	1	4	0	4	0	4	0	4	1	5	0	5	1	6	0	6	0	6	0	6	3
杉戸町	障害者	50	1	51	1	52	0	52	0	52	0	52	0	52	1	53	1	54	1	55	2	57	0	57	0	57	7
	障害児	6	0	6	1	7	0	7	1	8	0	8	0	8	1	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	3
上記以外	障害者	56	0	56	0	56	0	56	1	57	0	57	1	58	1	59	0	59	0	59	3	62	2	64	2	66	10
	障害児	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
合計		491	1	492	5	497	8	505	5	510	5	515	8	523	12	535	5	540	3	543	6	549	4	553	7	560	69

相談支援を利用している障害者等の人数

市町名		実人数	身体障害		重症心身障害		知的障害		精神障害		発達障害		高次脳機能障害		その他	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)							
久喜市	障害者	169	13	13	0	13	146	159	16	175	0	175	0	175	9	184
	障害児	49	3	3	0	3	30	33	0	33	3	36	0	36	14	50
蓮田市	障害者	6	0	0	0	0	5	5	1	6	0	6	0	6	0	6
	障害児	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1
幸手市	障害者	47	6	6	0	6	39	45	3	48	0	48	0	48	4	52
	障害児	8	0	0	0	0	7	7	0	7	0	7	0	7	1	8
白岡市	障害者	17	2	2	0	2	15	17	1	18	0	18	0	18	1	19
	障害児	3	0	0	0	0	2	2	0	2	0	2	0	2	1	3
宮代町	障害者	27	4	4	0	4	25	29	3	32	0	32	0	32	0	32
	障害児	5	0	0	0	0	4	4	0	4	1	5	0	5	0	5
杉戸町	障害者	46	0	0	0	0	43	43	4	47	0	47	0	47	0	47
	障害児	6	0	0	0	0	5	5	0	5	1	6	0	6	0	6
上記以外	障害者	46	6	6	0	6	37	43	2	45	1	46	0	46	3	49
	障害児	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
合計		432	34	34	0	34	359	393	30	423	6	429	0	429	35	464

【左表について】

・障害別内訳では、重複障がい(知的障害と精神障害)のケースは、それぞれの障害(知的障害が「知的障害」及び「精神障害」に計上)に計上。

重度の身体障がいと重度の知的障がいの場合は、「重心」で計上。

・(8)その他は、発達障がいの診断途中や手帳取得手続き中など(2)~(7)に該当しない場合に計上。

・年度途中で障がい児から障がい者になった場合は、それぞれに計上。

※実人数と(2)から(8)の計は、必ずしも一致しません。

※(2)から(8)、わかる範囲の記載です。

登録者(利用者)数

事業所名 たいよう

市町名		3月末現在 登録者数	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		今年度延 登録者数
			登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	
久喜市	障害者	35	0	35	0	35	1	36	0	36	2	38	0	38	0	38	0	38	0	38	0	38	0	38	0	38	3
	障害児	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	1	8	0	8	0	8	0	8	2	10	1	11	4
蓮田市	障害者	99	0	99	0	99	0	99	0	99	0	99	0	99	1	100	1	101	0	101	0	101	0	101	1	102	3
	障害児	58	0	58	0	58	0	58	1	59	1	60	3	63	1	64	1	65	0	65	1	66	0	66	1	67	9
幸手市	障害者	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0
	障害児	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	1	3	1	4	0	4	0	4	0	4	0	4	2
白岡市	障害者	54	0	54	0	54	3	57	0	57	0	57	0	57	1	58	1	59	0	59	0	59	0	59	1	60	6
	障害児	3	0	3	1	4	0	4	1	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	1	6	3
宮代町	障害者	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0
	障害児	8	0	8	0	8	1	9	0	9	2	11	0	11	2	13	1	14	0	14	0	14	0	14	0	14	6
杉戸町	障害者	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	1	10	0	10	1
	障害児	6	1	7	0	7	0	7	0	7	0	7	1	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	2
上記以外	障害者	55	1	56	1	57	5	62	0	62	1	63	0	63	1	64	0	64	2	66	0	66	1	67	4	71	16
	障害児	2	0	2	1	3	1	4	0	4	1	5	0	5	0	5	0	5	1	6	0	6	0	6	0	6	4
合計		365	2	367	3	370	11	381	2	383	7	390	4	394	6	400	5	405	5	410	1	411	4	415	9	424	59

相談支援を利用している障害者等の人数

市町名		実人数 (1)	身体障害 (2)		重症心身障害 (3)		知的障害 (4)		精神障害 (5)		発達障害 (6)		高次脳機能 障害(7)		その他 (8)	
久喜市	障害者	33	5	5	0	5	33	38	1	39	0	39	0	39	0	39
	障害児	10	0	0	0	0	10	10	0	10	0	10	0	10	0	10
蓮田市	障害者	88	8	8	0	8	83	91	3	94	0	94	0	94	2	96
	障害児	71	3	3	0	3	69	72	1	73	0	73	0	73	0	73
幸手市	障害者	11	2	2	0	2	11	13	0	13	0	13	0	13	0	13
	障害児	5	0	0	0	0	5	5	0	5	0	5	0	5	0	5
白岡市	障害者	45	5	5	0	5	42	47	4	51	0	51	0	51	1	52
	障害児	5	0	0	0	0	3	3	2	5	0	5	0	5	0	5
宮代町	障害者	13	1	1	0	1	13	14	0	14	0	14	0	14	0	14
	障害児	14	3	3	0	3	12	15	0	15	0	15	0	15	0	15
杉戸町	障害者	9	0	0	0	0	8	8	1	9	0	9	0	9	0	9
	障害児	8	0	0	0	0	7	7	1	8	0	8	0	8	0	8
上記以外	障害者	52	4	4	0	4	49	53	2	55	0	55	0	55	0	55
	障害児	6	0	0	0	0	6	6	0	6	0	6	0	6	0	6
合計		370	31	31	0	31	351	382	15	397	0	397	0	397	3	400

【左表について】

・障害別内訳では、重複障がい(知的障がいと精神障がいの重複の場合は、「知的障がい」及び「精神障がい」に計上)に計上。
 重度の身体障がいと重度の知的障がいの場合は、「重心」で計上。

・(8)その他は、発達障がいの診断途中や手帳取得手続き中など(2)～(7)に該当しない場合に計上。
 ・年度途中で障がい児から障がい者になった場合は、それぞれに計上。
 ※(2)から(8)、わかる範囲の記載です。

登録者(利用者)数

事業所名 ふれんだむ

市町名		3月末現在 登録者数	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		今年度延 登録者数
			登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	
久喜市	障害者	65	1	66	2	68	1	69	0	69	1	70	0	70	0	70	0	70	0	70	1	71	0	71	0	71	6
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蓮田市	障害者	47	1	48	0	48	2	50	0	50	2	52	0	52	0	52	0	52	0	52	1	53	1	54	0	54	7
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
幸手市	障害者	51	0	51	0	51	0	51	0	51	3	54	0	54	1	55	2	57	0	57	0	57	1	58	1	59	8
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白岡市	障害者	46	1	47	0	47	0	47	2	49	0	49	0	49	0	49	1	50	0	50	0	50	1	51	1	52	6
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
宮代町	障害者	96	0	96	0	96	0	96	0	96	0	96	0	96	0	96	0	96	0	96	1	97	1	98	1	99	3
	障害児	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
杉戸町	障害者	113	1	114	1	115	2	117	2	119	4	123	0	123	0	123	0	123	0	123	1	124	4	128	2	130	17
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	2	0	2	1
上記以外	障害者	95	0	95	0	95	0	95	4	99	0	99	4	103	2	105	1	106	0	106	1	107	2	109	0	109	14
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
合計		519	4	523	3	526	5	531	8	539	10	549	4	553	3	556	4	560	0	560	5	565	11	576	5	581	62

相談支援を利用している障害者等の人数

市町名		実人数 (1)	身体障害 (2)		重症心身障害 (3)		知的障害 (4)		精神障害 (5)		発達障害 (6)		高次脳機能 障害(7)		その他 (8)	
久喜市	障害者	54	1	1	0	1	4	5	52	57	0	57	0	57	1	58
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蓮田市	障害者	42	1	1	0	1	4	5	38	43	0	43	0	43	1	44
	障害児	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1
幸手市	障害者	49	1	1	0	1	3	4	46	50	0	50	0	50	2	52
	障害児	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1
白岡市	障害者	44	1	1	0	1	3	4	37	41	1	42	0	42	4	46
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮代町	障害者	81	2	2	0	2	2	4	73	77	3	80	0	80	3	83
	障害児	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1
杉戸町	障害者	110	2	2	0	2	16	18	92	110	0	110	0	110	5	115
	障害児	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1
上記以外	障害者	89	0	0	0	0	18	18	74	92	1	93	0	93	5	98
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		473	8	8	0	8	50	58	416	474	5	479	0	479	21	500

【左表について】

・障害別内訳では、重複障がい(のケースは、それぞれの障害(知的障がいと精神障がいの重複の場合は、「知的障がい」及び「精神障がい」に計上)に計上。
 重度の身体障がいと重度の知的障がいの場合は、「重心」で計上。

・(8)その他は、発達障がいの診断途中や手帳取得手続き中など(2)～(7)に該当しない場合に計上。

・年度途中で障がい児から障がい者になった場合は、それぞれに計上。

※(2)から(8)、わかる範囲の記載です。

登録者(利用者)数

事業所名 バルベール

市町名		3月末現在	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		今年度延 登録者数
		登録者数	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	登録	累計	
久喜市	障害者	258	1	259	3	262	3	265	6	271	3	274	1	275	1	276	2	278	3	281	3	284	2	286	1	287	29
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
蓮田市	障害者	77	1	78	1	79	0	79	1	80	1	81	0	81	0	81	0	81	0	81	0	81	0	81	0	81	4
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
幸手市	障害者	43	0	43	0	43	0	43	2	45	0	45	0	45	0	45	1	46	0	46	0	46	0	46	0	46	3
	障害児	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
白岡市	障害者	41	0	41	0	41	0	41	1	42	1	43	4	47	0	47	0	47	1	48	0	48	0	48	0	48	7
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮代町	障害者	12	1	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	1
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉戸町	障害者	10	0	10	1	11	0	11	1	12	1	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	3
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	障害者	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0	129	0
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		573	3	576	5	581	3	584	11	595	6	601	5	606	1	607	3	610	4	614	3	617	2	619	1	620	47

相談支援を利用している障害者等の人数

市町名		実人数	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)					
久喜市	障害者	261	3	3	8	11	251	262	2	264	0	264	4	268
	障害児	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1
蓮田市	障害者	67	0	0	3	3	66	69	0	69	0	69	0	69
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幸手市	障害者	40	0	0	2	2	39	41	1	42	0	42	0	42
	障害児	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白岡市	障害者	42	0	0	1	1	39	40	2	42	0	42	0	42
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮代町	障害者	11	0	0	0	0	11	11	0	11	0	11	0	11
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉戸町	障害者	12	2	2	1	3	12	15	0	15	0	15	0	15
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	障害者	100	1	1	5	6	94	100	1	101	0	101	1	102
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		535	6	6	20	26	513	539	6	545	0	545	5	550

【左表について】

・障害別内訳では、重複障がい(のケースは、それぞれの障害(知的障がいと精神障がいの重複の場合は、「知的障がい」及び「精神障がい」に計上)に計上。

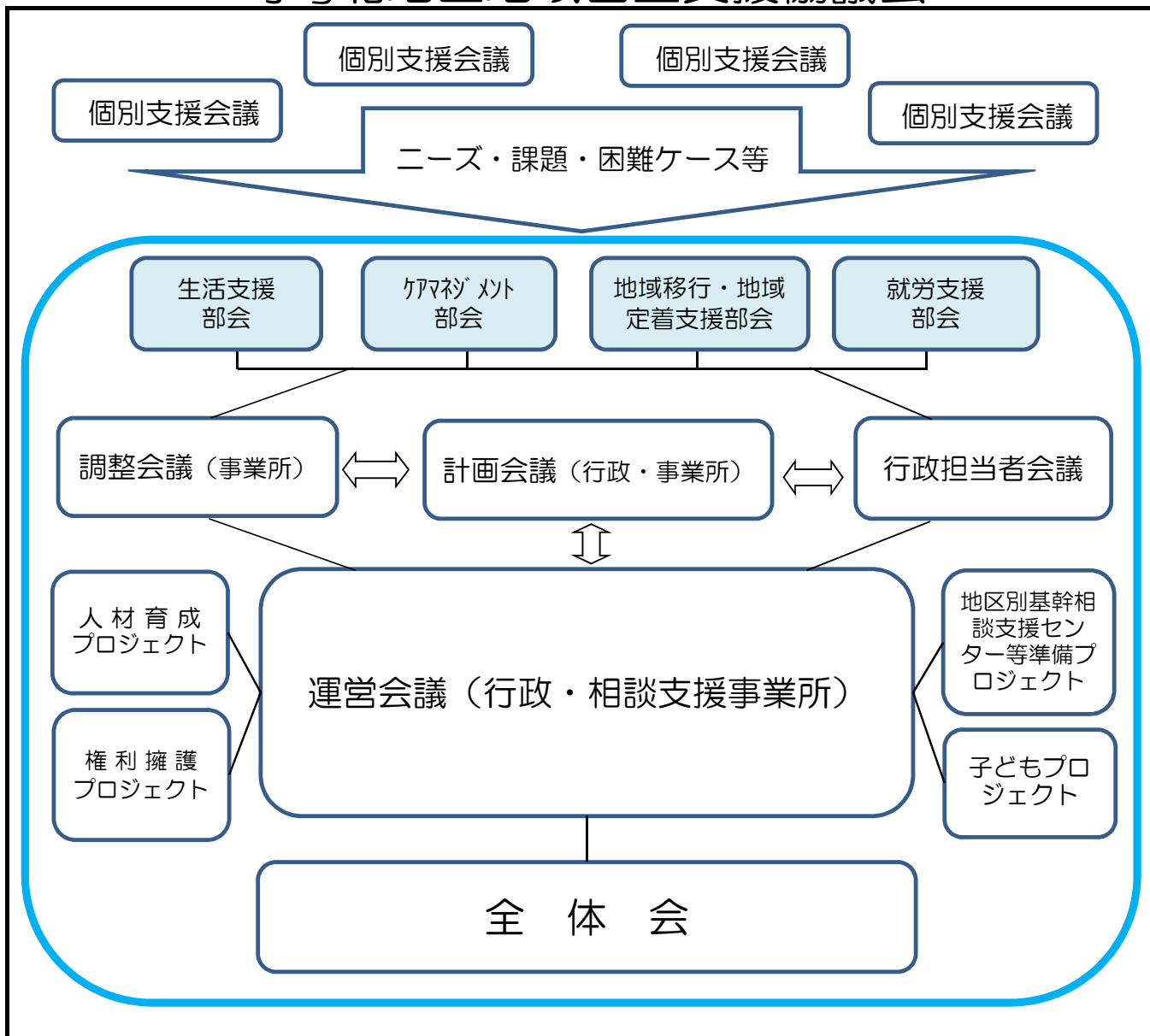
重度の身体障がいと重度の知的障がいの場合は、「重心」で計上。

・(8)その他は、発達障がいの診断途中や手帳取得手続き中など(2)～(7)に該当しない場合に計上。

・年度途中で障がい児から障がい者になった場合は、それぞれに計上。

※(2)から(8)、わかる範囲の記載です。

埼葛北地区地域自立支援協議会



埼玉北地区地域自立支援協議会組織の内容について

組 織 名	内 容	出席者
全 体 会	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業を始めとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりの検討に際して、中核的な役割を果たす協議の場として、次のことを検討していく。 ①共に暮らせる地域づくりの課題を解決するための検討 ②関係機関の取組状況に関する情報の共有化 ③関係機関の職員や市民団体等への研修 ④相談支援の中立性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員 ・相談支援事業者 ・市町行政担当者
運 営 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会運営に関する協議 ・地域課題の抽出 ・各部会での検討内容の調整 ・各事業の実施調整・運営 ・基幹相談支援センター設立の検討 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政担当者
行 政 担 当 者 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・行政課題の調整・検討 ・行政間調整 ・広域事業に関する内容・課題の検討 ・基幹相談支援センター設立の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町行政担当者
調 整 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会での検討状況の確認 ・地域課題の整理 ・各事業実施調整 ・実践型 GSV ・基幹相談支援センター設立の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者
計 画 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成における検討状況の確認 ・計画作成における地域課題の整理 ・計画作成における行政及び事業所間調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政担当者
生 活 支 援 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・事例報告、検討 ・制度やサービス、地域の社会資源について情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政 CW
ケアマネジメント部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの検討 ・課題から見えたニーズの抽出・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政 CW

<p>地域移行・ 地域定着 支援部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事例報告、検討 ・地域相談支援に係る情報共有 ・講演等 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政CW ・医療機関 ・保健所 ・サービス事業者
<p>就労支援 部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、支援センター、事業所で意見交換 ・地域のニーズや課題を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・就労支援センター ・教育機関 ・市町行政CW
<p>人材育成 プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等の企画、実施 ・関係機関等の連携のための取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政担当者
<p>権利擁護 プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等の企画、実施 ・権利擁護に係る事項の総合的な議論、整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政担当者
<p>地区別基幹相談支援 センター等準備 プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別に基幹相談支援センターをはじめとした相談支援体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政担当者
<p>子ども プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援についての議論、整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者 ・市町行政担当者

	全体会 年度2～3回	調整会議① 第2水曜日	調整会議② 第4水曜日	運営会議 第4水曜日	計画会議 第4木曜日	行政会議 必要に応じて随時	部会					
							生活支援	ケアマネジメント 奇数月第3木曜日	地域移行・地域定着			就労支援
									全体会奇数月 第2金曜日	担当者会 第3水曜日	家族教室	
4月										久		
日にち		12	26	26	27					19		
場所		杉戸町役場 第2庁舎2階1・2会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 407.408会議室					鷺宮総合支所 404会議室		
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00					13:30～		
5月										幸・蓮・白・宮・杉		
日にち		10	24	24	25			18	12	17		
場所		はびす白岡 会議室2	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 407.408会議室		ふれあいセンター	宮代町役場 204会議室	ウエルス幸手 第一会議室			
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		15:00～17:00	13:30～	13:30～			
6月										久		
日にち		14	28	28	22		27			21		13
場所		ウエルス幸手 第3会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 406.407会議室		ふれあいセンター			栗橋総合支所 2階第3会議室		ふれあいセンター
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		14:30～			13:30～		13:30～
7月										幸・蓮・白・宮・杉		
日にち		12	26	26	27			20	14	19	7・11・28	
場所		はびす白岡 会議室6・7	宮代町役場 101会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 405.406会議室		ふれあいセンター	杉戸町役場本庁舎 第1会議室	杉戸町役場本庁舎 第3会議室	はびすしらおか 会議室6・7ほか		
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		15:00～17:00	13:30～	13:30～	14:00～		
8月										久		
日にち	3	9	23	23	24					16		
場所	宮代町 進修館小ホール	久喜市役所 本庁舎第4会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 407.408会議室					鷺宮総合支所 408会議室		
時間	10:00～	9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00					13:30～		
9月										幸・蓮・白・宮・杉		
日にち		13	27	27	28		19	21	8	20		12
場所		杉戸町役場 本庁舎1階会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 404.405会議室		ふれあいセンター	ふれあいセンター	ウエルス幸手 研修室	宮代町役場 202会議室		ふれあいセンター
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		14:30～	15:00～17:00	13:30～	13:30～		13:30～
10月										久		
日にち		11	25	25	26					18		
場所		蓮田市役所 201会議室	杉戸町役場第2庁舎 2階1・2会議室	杉戸町役場第2庁舎 2階1・2会議室	鷺宮総合支所 407.408会議室					菖蒲総合支所4階 第5集会室		
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00					13:30～		
11月										幸・蓮・白・宮・杉		
日にち		8	22	22	30			16	10	15		
場所		ウエルス幸手 第3会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	ふれあいセンター 久喜 会議室2.3		ふれあいセンター	鷺宮総合支所 407.408会議室	蓮田市役所 202会議室			
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		15:00～17:00	13:30～	13:30～			
12月										久		
日にち		13	27	27	28		19			20		12
場所		白岡市役所 101・102会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 407.408会議室		ふれあいセンター			鷺宮総合支所 406会議室		ふれあいセンター
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		14:30～			13:30～		13:30～
1月										幸・蓮・白・宮・杉		
日にち		10	24	24	25			18	12	17		
場所		久喜市役所 本庁舎第4会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 407.408会議室		ふれあいセンター	白岡市役所 会議室101	ウエルス幸手 第一会議室			
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		15:00～17:00	13:30～	13:30～			
2月										久		
日にち		14	28	28	22		13			21		
場所		杉戸町役場 本庁舎1階会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	幸手市役所 第1会議室B		ふれあいセンター			ふれあいセンター 視聴覚室		
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		14:30～			13:30～		
3月										幸・蓮・白・宮・杉		
日にち		14	28	28	22			15	9	22		13
場所		蓮田市役所 304会議室	宮代町役場 202会議室	宮代町役場 202会議室	鷺宮総合支所 407.408会議室		ふれあいセンター	蓮田市役所 303会議室	蓮田市役所 305会議室			ふれあいセンター
時間		9:30～	9:30～	13:30～	9:30～12:00		15:00～17:00	13:30～	13:30～			13:30～

平成 29 年度の取り組みについて

1 計画相談支援事業に係る取り組み

【現状】

障害福祉サービスを利用する全ての方を対象にサービス等利用計画書の作成を順次進めています。現在では、進捗率 100% を目指した「量」を増やす取り組みに加えて、作成した計画書の「質」を高めることが重要となっています。

現在、圏域内では、委託相談支援事業所 5 か所を含む 17 事業所が連携してサービス等利用計画作成を実施しております。

サービス等利用計画作成対象者数・進捗率については、下記の表のとおりです。

埼玉県	作成率 98.2%
4市2町 2,768人 (作成済: 2,746人、作成率 99.2%)	
久喜市 1,185人 (作成済: 1,181人、作成率 99.7%)	
蓮田市 436人 (作成済: 432人、作成率 99.1%)	
幸手市 367人 (作成済: 367人、作成率 100.0%)	
白岡市 274人 (作成済: 268人、作成率 97.8%)	
宮代町 228人 (作成済: 226人、作成率 99.1%)	
杉戸町 278人 (作成済: 272人、作成率 97.8%)	

平成 29 年 3 月末日時点

【課題】

- (1) サービス等利用計画書について、依然として委託相談事業所が作成している件数が多く、委託相談支援事業所の本来の事業に支障を来しています。安定しているケースについては、指定特定相談支援事業所へ移行していくことも検討していますが、指定特定相談支援事業所も飽和状態であり、事業所数自体が不足している状態です。
- (2) サービス利用者の課題解決や適切なサービスが利用できるよう、作成したサービス等利用計画の内容を精査し、質の確保に努める必要があります。
- (3) 平成 30 年度から、新たな相談支援体制の枠組みとなることから、現在のサービス等利用計画を今後どのように振り分けていくかについて、調整が必要となります。

【平成29年度の取り組み】

(1) 計画相談調整会議の実施

毎月第4木曜日に計画相談調整会議を実施します。指定特定相談支援事業所・行政で、計画作成事業所の調整を行うとともに、作成にあたっての課題を関係者で共有し解決に向けての検討や勉強会を実施していきます。

(2) 埼玉北圏域におけるルールの確認

効率よくサービス等利用計画を作成するためのルールを圏域内で決め、より良い体制整備等を順次進めていきます。

(3) 埼玉北地区相談支援事業における広域会議の実施

圏域内全サービス提供事業所の管理者等を対象に、相談支援に関わる現状・課題について情報共有しました。

日 時：6月8日（木）、10日（土）13時30分～16時

参加者：51名

内 容：①講義（サービス等利用計画書の現状と課題について）

②意見交換

2 人材育成プロジェクト

(1) 新任職員研修の開催（計画相談研修）

日 時：6月6日（火）9時45分～12時

対象者：市町職員及び相談支援事業所職員

参加者：30名

内 容：講義①制度概要の説明

講義②相談支援について事例をもとに解説

(2) グループスーパービジョン（GSV）

委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び行政機関を対象として、GSVの講義と演習を実施し、「本人を中心とした相談支援」を行うための共通の理解を育み、連携を強化するための取組みを行います。

また、基幹相談支援センターの設置を見越して、委託相談支援事業所を対象とした実践型のGSVを実施（第2、第4水曜日の午前中に実施）し、相談支援の質の向上を図ります。

①研修型

日 時：8月22日（火）8月29日（火）9月5日（火）9月14日（木）
14時00分～16時00分

対象者：市町職員、指定特定相談支援事業所職員及びサービス管理責任者連絡会担当者

内 容：ストレングスモデルに基づき、本人との関係性を中核とした支援の重要性を学ぶ。

②実践型

日 時：毎月第2水・第4水 9時30分～11時

対象者：委託相談支援事業所職員

内 容：実践事例を基にグループスーパービジョンを行う。

なお、GSVの取組みについて、群馬県、南アルプス市、長野県上小園域、桶川市の行政あるいは基幹センター等から視察の依頼がある。

(3) 障害支援区分認定調査研修

障害支援区分の認定は、利用できるサービスの種類・量等の基準となり、受給者の生活に大きな影響を及ぼす重要な要素となっています。

よって、制度の内容を再確認し、この圏域内でどの調査員が調査を実施しても適正な認定結果が出せるようになる事を目的に研修を実施します。

日 時：11月頃（予定）

対象者：市町職員

内 容：①講義（障害支援区分認定調査の定義・判断基準について）
②質疑応答・意見交換

3 サービス管理者連絡会

入所・通所・グループホームのサビ管を対象としたサービス管理責任者連絡会は、サービス管理責任者の役割の確立・専門性の向上、人材育成、相談支援との連携、サビ管同士の連携を目的としています。地域のサービス管理責任者が事務局体制で運営を行い、月に1度定期会議で課題の共有・具体的な取り組みについて検討しています。

今年度は①人材確保を目的とした合同施設見学会、②支援の質の向上・連携づくりを目的とした施設職員研修・インターン研修、③施設の工賃アップの取り組みとして見本市（授産製品展示会）などを予定しています。

4 権利擁護プロジェクト

【現状】

権利擁護プロジェクトは、権利擁護に関することを総合的に議論、整理するために運営会議の付属基幹として設置され、障害者虐待防止法、成年後見制度、障害者差別解消法などの権利擁護に関する諸課題について研修や会議を実施しています。

【目的】

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、圏域での一体感のある取り組み、支援者のスキル維持とスキルアップ、専門性の高い職域の方々と連携するための検討等、権利擁護に関することを総合的に議論・整理することを目的とします。

【取組み】

(1) 新任職員研修の開催（虐待防止権利擁護研修）

新任職員向けに研修を開催し、通報や相談等を受けた際に対応できるスキルの構築を図ります。また、会議、研修等をとおして、関係機関との意見交換・情報共有を図り、様々な機関と連携が取れるよう、圏域で一体感のある取組みを行いました。

日 時：6月6日（火）13時00分～15時30分

対象者：市町職員及び相談支援事業所職員

参加者：27名

内 容：①講義：制度概要の理解

②演習：虐待通報の受理及び対応の模擬演習

(2) 障害者虐待防止法に基づく対応状況に関する会議

圏内の市町の障害者虐待に関する相談、通報、届出受理件数の共有や対応事例の検討を図るための会議を開催します。

専門性の高い職域との連携の検討

平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、障害者虐待防止及び成年後見制度を含む、障がい者の権利擁護についての重要性が改めて認識されています。これらの課題についてのケース事例等を検討する中で、様々な機関との連携の重要性が明らかになっています。このような中、圏域で一体感のある取組みや、専門性の高い職域との連携等の構築について検討します。

5 就労継続支援B型事業所利用に係るアセスメント

【目的と現状】

就労継続支援B型事業所利用に係るアセスメントについては、これまで就労経験が無い人がB型事業所の利用を希望する場合、その人の就労面における「長所」、「課題」などをアセスメントして、これから働く上での個々の目標を設定し、サービス等利用計画に反映させていくことを目的としています。昨年度は特別支援学校の2・3年生および就労経験のない成人を対象にアセスメントを行いました。

【取組み】

今年度も引き続き特別支援学校の2・3年生および就労経験のない成人を対象にしたアセスメントを行います。

特別支援学校在籍者については施設実習時に、成人については就労移行支援事業所等での実習時にアセスメントを実施します。単純にB型事業所に「行ける」「行けない」を決めるだけのアセスメントだけではなく、就労上の課題を客観的にアセスメントし、今後の目標や支援につながるように留意して行きます。また、評価に関しては評価者個人の見解に左右されることのないよう、複数名での実施や評価者による打ち合わせを継続的に行って行きます。

6 地区別基幹相談支援センター等準備プロジェクト

【目的と現状】

埼玉葛北地区においては、基幹相談支援センターが未設置であり、困難事例への対応における相談支援事業者への助言や、相談支援専門員の人材育成・研修等の実施を各委託相談支援事業所が担っている状況です。

各委託相談支援事業所の事業及び役割を整理し、地域の相談支援の中核として基幹相談支援センターを設置することで、より強固な相談支援体制を整えることができます。

【取組み】

平成30年3月末にて、久喜市が埼玉葛北地区地域自立支援協議会を退会することに伴い、3市2町と久喜市の各地区に分かれ、基幹相談支援センターの平成30年度設置に向けた、委託業務内容の決定、具体的な事業内容のすり合わせなどを進めていきます。

7 子どもプロジェクト

【目的と現状】

幼児期並びに学童期における療育は発達段階において重要な要素を担っており、家庭や保育、教育等の関係機関との連携も重要となっています。また、障害児を対象とする事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）が年々増加し、各相談支援事業所における障害児登録数も増加しているため、相談支援に求められる役割も大きくなってきています。そのため、幼児期並びに学童期における支援課題や圏域内の課題を共有し、今後の取り組みについて検討していきます。

【取組み】

行政、委託相談支援事業所で情報共有する場を設け、圏域内の現状と課題を明らかにします。また、児童に関する社会資源の把握と整理を進めていけるよう、担当窓口を明確にし、行政における取り組みについても共有していきます。

第 5 期障害福祉計画（埼玉北地区地域自立支援協議会関連事項）

1 法的根拠

障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定により各自治体が計画を定めるもの。

2 計画の期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年

3 埼玉北地区地域自立支援協議会関連事項について

埼玉北地区地域自立支援協議会構成各市町は、協議会関連事項について、下記の事項を検討するものとする。

（1）相談支援事業

平成 30 年度以降、相談支援事業の枠組みが変更になることから、相談支援事業、基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター機能強化事業の実施についての記載。

（2）協議会

平成 30 年度以降、協議会の枠組みが変更になることから、協議会の設置についての記載。

（3）地域生活拠点等の整備

地域生活拠点等の整備については、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされていることから、協議会との連携を図る旨の記載。

（4）児童発達支援センター

児童発達支援センターの整備については、各市町村に 1 カ所以上設置することを基本とし、圏域での設置であっても差し支えないこととされていることから、協議会との連携を図る旨の記載。